

模倣品・海賊版対策の強化について(とりまとめ(案))

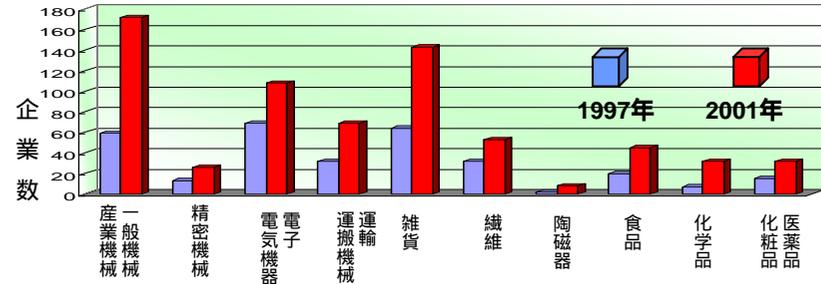
<問題認識一何故、今模倣品・海賊版対策が必要なのか>

中国をはじめとする海外市場においては、模倣品・海賊版により被害を受ける我が国企業があらゆる業種で増加してきている。模倣内容も商標から意匠・特許にまで拡大し、高度技術化、大規模流通化が進んでいる。模倣品・海賊版は製造国・地域から世界中に拡散し、特に近年、模倣品・海賊版と犯罪組織、テロとの繋がりが指摘されるなど、模倣品・海賊版問題は世界各国が協力して取り組むべき問題である。また、我が国においても、税関における模倣品・海賊版の輸入差止件数も近年急増していることから、模倣品・海賊版の国内市場への流入も強く懸念されている。

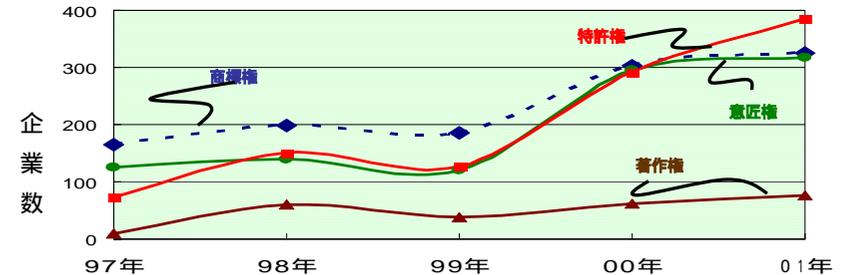
模倣品・海賊版の問題は、権利者が本来得べき利益を奪い、新たな知的財産の創造意欲を減退させるとともに、消費者の企業ブランドへの信頼を低下させ、消費者自身の利益を阻害するものである。また、模倣品・海賊版は国際市場における企業間の適正な競争を著しく阻害するものでもある。

我が国が「知的財産立国」を目指す上では、国内はもとより海外においても我が国企業を模倣品・海賊版による被害から守るよう、政府において官民挙げて強力な対策を講ずることが強く求められている。

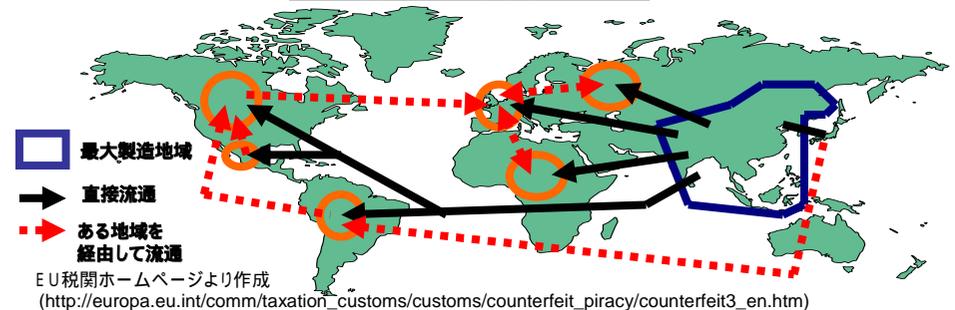
- 模倣品被害はあらゆる業種において増加 -
産業分野別に見た模倣品被害企業数



- 模倣内容が商標から意匠・特許にまで拡大 -
模倣態様別被害企業数の推移



- 模倣品は世界に拡散 -
模倣品の最大製造地域と流通経路



我が国政府の外国市場対策の強化

<基本認識>

海外市場における模倣品・海賊版による被害は近年、高度技術化・大規模流通化が進展し、アジアから世界中に拡散している。我が国企業も自己の利益を守るべく侵害発生国で活動しているが、侵害発生国の当局への取締要請や制度改善要求は、企業の努力だけでは難しい。特に中小企業にとっては手続・人材・費用などの面で負担が過大であり、なすすべを持たないというのが実態である。このため政府による被害実態に応じた適切な支援が強く求められている。特に、近年は犯罪組織の模倣品・海賊版の流通への関与が懸念されており、さらには模倣品・海賊版の販売による不正な利益がテログループの資金源となっていることが指摘されるなど、模倣品・海賊版問題は世界各国が協力してその流通の防止に取り組むべき問題となっている。

また、政府においては、世界の競争秩序の維持、日本の産業競争力強化の観点から、模倣品・海賊版問題を知的財産の保護問題としてとらえることはもとより、世界の通商問題として再認識し対策を強化すべきである。

1. 侵害発生国・地域への対策の強化

1-1. 政府による支援の強化

(1) 海外での企業支援の強化

在外公館においては、我が国企業の個別の被害実態の把握やそれに対する取締当局の対応状況のフォロー、取締当局への要請などの支援活動を、館を挙げて積極的に行うべきである。また、知的財産の支援担当窓口も明確にすべきである。【外務省】

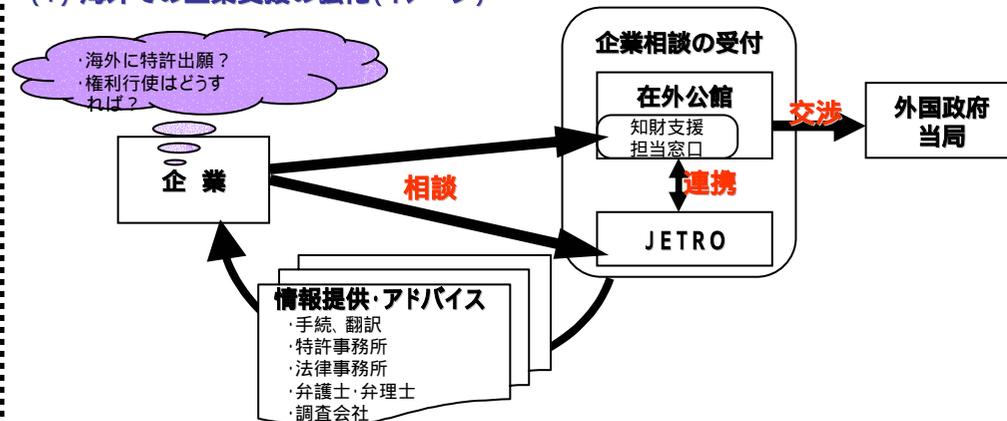
企業からの海外での権利取得や権利行使に関する相談に応じ、対応方法や手続等に関する助言や調査会社等の紹介などの具体的な支援を在外公館やJETRO等において実施すべきである。【外務省、経済産業省】

(2) 侵害発生国・地域への具体的要請

中国を始めとする侵害発生国・地域に対し、税関取締りににおける権利者の負担軽減や再犯に関する厳格な取締りなど、具体的な制度改善や取締りの実効ある強化について政府として相手国に対し強力に要請を行うべきである。【外務省、文部科学省、経済産業省、関係府省】

海外における模倣品・海賊版を撲滅するため、模倣品・海賊版が社会悪であることを侵害発生国・地域の国民が広く認識するよう、啓発活動の支援に取り組むべきである。【外務省、文部科学省、経済産業省、関係府省】

(1) 海外での企業支援の強化(イメージ)



(参考) 最近の米国の中国に対する取組み

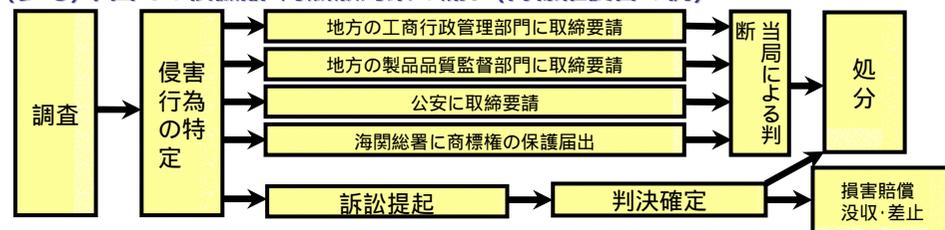
(デュダスUSPTO長官代行 米国下院公聴会での証言 2004年3月)

- ・IPエンフォースメント弁護士を北京大使館に常駐させ、現地での問題に対応。
- ・BSA等の業界団体とともに北京等でエンフォースメント・カンファレンスを開催。
- ・中国にミッションを派遣し、知財問題の懸念を表明。

(ゼーリック通商代表 米国下院公聴会での証言 2004年3月)

- ・二国間交渉等の基礎となる中国の法規及び知財侵害に関する情報の収集を強化。
- ・中国の知財制度の実施の強化のための職員を増強。

(参考) 中国での模倣品・海賊版対策の流れ(商標権侵害の例)



(2) 中国政府への制度改善・取締強化に関する要望例

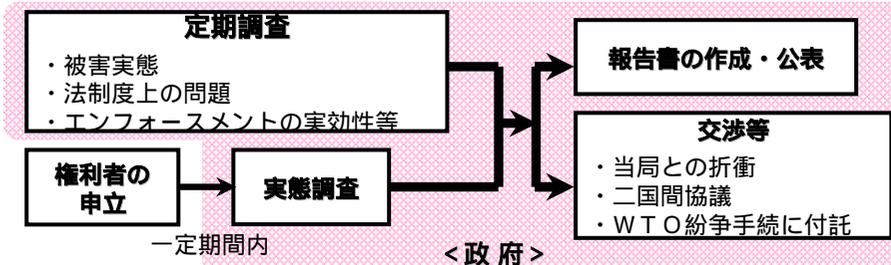
(制度改善に関する要望)

- ・意匠の審査制度、部分意匠制度等の導入
- ・商品の形態模倣の禁止
- ・商品の内部構造の模倣の禁止
- ・特許及び意匠の新規性の判断基準に世界公用を導入
- ・外国企業への著名商標の登録認定
- ・税関取締りでの権利者の負担軽減(担保金減額、鑑定期間の長期化等)
- ・公安の取締り基準の緩和
- ・処罰対象となる著作権侵害に係る司法解釈の緩和

(取締強化に関する要望)

- ・著作権管理局による取締りの迅速化
- ・再犯に関する厳格な取締り(再犯者に対する損害賠償の高額化、刑事罰の強化、再犯者のブラックリスト化等)
- ・模倣しないマインドを育てる啓発活動の推進

(3) 知的財産の侵害調査の仕組み(イメージ)



(参考1) 不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針(2004年3月)

- (模倣品・海賊版対策関連部分抜粋)
- ・東アジア各国・地域における模倣品・海賊版等の不正商品の横行は、我が国産業界にとって大きな問題となっている。
 - ・特に、我が国企業への被害が最も大きい中国については、国内法制の運用の改善や取締りの強化を政府レベルで求めていくほか、個別企業による取締要請や情報提供、業界単位での意見交換、ミッション派遣等の民間ベースでの各種活動について、JETRO等とも協力し、これら取り組みの一層の促進を支援することとする。

(参考2) 米国及び欧州の制度

米国通商法1988年包括通商競争法1301条・1303条(スペシャル301条)



欧州貿易障害規則(TBR)



(4) 現在交渉中のEPA/FTA等

- ・日メキシコ経済連携協定 - 2004年3月大筋合意
 - ・日韓FTA - 2003年12月より交渉中
 - ・日マレーシアEPA - 2004年1月より交渉中
 - ・日フィリピンEPA、日タイEPA - 2004年2月より交渉中
 - ・日韓税関相互支援協定 - 2003年1月より交渉中
- < 合意済みの二国間条約 >
- ・日シンガポール経済連携協定 - 2003年1月協定発効
 - ・日ベトナム投資協定 - 2003年11月署名

(参考) 米・シンガポールFTA

エンフォースメント 関連条項数	知的財産権関連65条項のうち、「エンフォースメント」部分は22条項。
エンフォースメントに 関する主な規定	<ul style="list-style-type: none"> ・人的・物的資源の配分の決定のみでは、エンフォースメント確保にの義務から免除されることはない。 ・損害賠償額の算定方法の明確化 ・再犯防止のための十分な罰金の賦課 ・商標権侵害品のマークを外したのみでの流通は認めず

(3) 侵害状況の調査

政府においては、上記のような海外における活動の基とするとともに、模倣品・海賊版対策を実効あるものとするため、以下の項目を内容として、必要に応じ法律を制定するなど早急に制度整備をすべきである。

【外務省、経済産業省、関係府省】

(ア) 定期調査

侵害発生国・地域における模倣品・海賊版による被害の実態、当該国における法制度上の問題の有無、エンフォースメントの実効性等を定期的に調査すること。

(イ) 権利者の申立てに基づく調査

外国政府から不当な取扱いを受けたことにより被害を受けている権利者から申立てがあった場合、政府は一定期間内に必要な実態調査を開始すること。

(ウ) 調査結果に基づく交渉等

上記調査の結果、侵害発生国政府の対応に問題があると判断された場合には、二国間協議等により問題の改善を要請すること。また、侵害発生国の法制度等にWTO協定上の問題がある場合には、WTO紛争処理手続きを利用し問題解決を図ること。

(エ) 報告書の作成・公表

定期調査や権利者から申立てに基づく調査等を基に、諸外国の模倣品・海賊版対策に関する報告書を作成・公表すること。

1 - 2 . 二国間の枠組みの活用

(4) FTA等の活用

中国や韓国をはじめとするアジア諸国とのFTA(自由貿易協定)/EPA(経済連携協定)や投資協定・税関相互支援協定などの二国間・複数国間協定においては、知的財産関連の法制度の整備のみならず、実効的なエンフォースメントの確保のための条項を盛り込むよう積極的に交渉すべきである。【外務省、関係府省】

二国間協議においては、我が国企業の個別事例を取上げての取締りの強化や制度改善の要請など、戦略的かつきめ細かく対応すべきである。【外務省、関係府省】

(5) 欧米との連携強化

侵害発生国・地域への働きかけをより有効に行うため、日米、日EU間の定期協議や個別協議などを積極的に活用し、侵害発生国・地域に対し共同して取り組むよう米国、EU・欧州各国との連携を深めるべきである。【外務省、関係府省】

2. 多国間での取組の強化

(6) 多国間での取組強化

模倣品・海賊版問題は、特定の国に止まらず世界各国に拡散しており、また犯罪組織やテログループとの繋がりが指摘されている状況に鑑み、模倣品・海賊版問題を「世界の通商問題」としてとらえ、WTO、WIPO、APEC、ASEM、G8サミットなどの通商問題や知的財産問題を扱う国際機関・フォーラムにおいて模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）の提唱など模倣品・海賊版問題を積極的に取り上げて、その解決を図るための活動を活発に行うべきである。【外務省、文部科学省、経済産業省、関係府省】

(5) 米国及び欧州との連携強化へ向けた主な取組み

日EU行動計画運営グループ会合(2004年3月)

…知的財産権の保護に関し、日EU間の協力促進について議論

日米規制改革イニシアティブ(2004年3月)

…知的財産の保護に関し米国と意見交換

中川経済産業大臣・ゼーリックUSTR代表会談(2003年10月、2004年1月、2月)

…中国模倣品問題について、意見交換・協力を進めていくことを確認

(6)-A 模倣品・海賊版と犯罪組織、テロとの繋がりに関する報告書等

インターポール(国際刑事警察機構)

「The Links Between Intellectual Property Crime and Terrorist Financing」(2003年7月)

知的財産の窃盗は、ローリスク・ハイリターンであることから、テログループの資金源としてさらに重要になるだろうとすることができる。

<具体事例に関する主な記述>

- ・報道によると、デンマーク税関で押収された偽造香水等の送付元がアルカイダのメンバーである疑いがある。
- ・ヒズボラの資金調達者であると疑われる者が海賊版CD、ゲームソフトを販売。

IFPI(国際音楽産業連盟)

「Music Piracy Organised Crime and Terrorism 3rd edition」(2003年7月)

知的財産の窃盗の多くが、組織的で深刻な犯罪に繋がっていることには疑いの余地がない。

<具体事例に関する主な記述>

- ・中東のテロ組織とのリンクが疑われる犯罪組織の構成員達が南アメリカの海賊版(音楽)に関与していたことが明らかになった。

IACC(国際模倣対策連合)

「White paper International/global intellectual property theft: Links to terrorism and terrorist organizations」(2003年6月)

非常に洗練され組織された犯罪組織シンジケートが模倣品・海賊版の製造・流通・販売に重大な影響力を行使していることは明らかである。

(6)-B 通商問題や知財問題を扱う国際機関・フォーラム

	加盟国	概要・設立目的等
WTO (世界貿易機関)	146ヶ国	・多角的貿易体制の維持・強化 ・TRIPS協定(知的所有権の貿易側面に関する協定)
WIPO (世界知的所有権機関)	179ヶ国	・国際的な知的所有権保護の促進 ・パリ条約、ベルヌ条約、特許協力条約(PCT)等
APEC (アジア太平洋経済協力)	21ヶ国・地域	・アジア太平洋地域における政府間地域協力 ・昨年10月のAPEC首脳宣言・閣僚共同声明において知的財産権の保護を盛り込む
G8サミット	米、英、仏、独、伊、日、加、露	・主要先進国の首脳会議 ・WTOルールの強化等、貿易問題、医薬品特許問題、テロ対策、地球環境問題等
ASEM (アジア欧州会合)	25ヶ国、1機関	・アジア欧州間での政府間地域協力 ・貿易円滑化行動計画(TFAP)の下で知的財産権に関する問題についても意見交換

水際での取締りの強化

1. 侵害判断が困難な貨物の取締りの強化

<基本認識>

侵害発生国において製造された特許権侵害品等が日本国内に流入し始めており、水際での特許権侵害品等の取締りの強化が緊急の課題となっている。しかしながら、特許権侵害品等は製品の外観のみから侵害を判断することは困難な事案が多い他、輸入者が法的・技術的問題について反論を行う事案もあるため、権利者・輸入者の正当な利益を損なわないように配慮したうえで、分解検査、当事者の意見、専門家の関与等により特許権侵害品を効果的に差し止める制度を整備する必要がある。

また、水際での取締り方法として、税関が簡便・迅速な手続で対応することが必要である。さらに、侵害が認定された製品と同一の他の輸入者の製品についても輸入を簡便・迅速に差し止められることが重要である。

(7) 特許権侵害品等の侵害判断・差し止めを当事者の主張に基づき、専門的かつ簡便・迅速に行う制度の確立

水際での特許権等の侵害品には、外観のみから判断が可能なものから、当事者の主張を基にした専門的な侵害判断を要するものまで、多様な事案が含まれる。また、模倣品・海賊版対策はそのスピードが重要であり、特に中小企業にとっては手続や費用の負担の少ないことが実際上不可欠である。このため、権利者が事案の性質や権利者のニーズに応じて多様な手続を活用できるよう、以下のような侵害判断の手続につき検討を行い、必要に応じ関税定率法の改正を行うなど制度整備をすべきである。

【法務省、財務省、経済産業省】

(A) 税関長による侵害認定

侵害疑義品の外観、特許庁への意見照会の活用、DNA鑑定活用の活用により、税関長が侵害を判断する。

(B) サンプル解析制度を活用した侵害認定

権利者による侵害の立証を容易にするため、一定の要件の下、権利者が税関からサンプルの提供を受け、解析を行う。なお、外観から侵害判断ができないような貨物については、税関においても税関長の職権により積極的に分解検査を行う。

(C) 外部専門家を活用した侵害認定

侵害認定に必要な法的・技術的事項を判断するため、弁護士・弁理士等の外部専門家を活用して、税関長が侵害を判断する。

(D) 技術判定機関を活用した侵害認定

侵害認定に必要な技術的事項を判断するため、専門家からなる技術判定機関を活用して、税関長が侵害を判断する。

(7) 特許権侵害品等の水際取締り(イメージ)

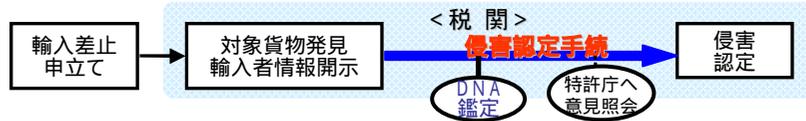
特許権侵害品等の侵害判断・差し止めにおける主な問題点

- ・訴訟には多額の費用がかかり、企業にとっては大きな負担。
- ・迅速な手続が権利者にとって重要。
- ・外観では判断できない複雑な特許権侵害事案について、権利者が輸入差止の申立てを思うようにできない。 など

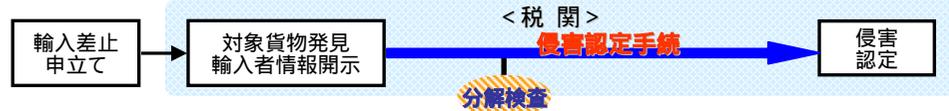
侵害判断の制度整備に当たって克服すべき主な課題

- ・サンプル解析制度における守秘義務等の問題
- ・私人間の争いである裁判所の決定が行政機関を拘束する問題 など

(A) 税関長による侵害認定



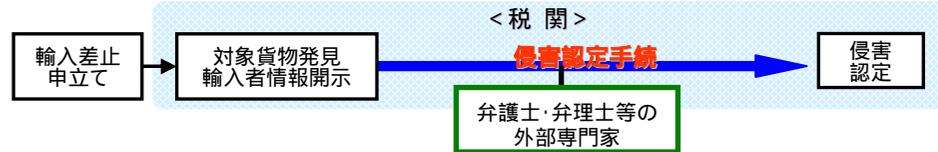
(B) サンプル解析制度を活用した侵害認定



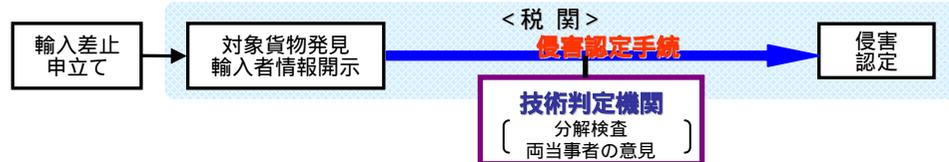
(参考) 欧米のサンプル提供に関する規定

- ・E C 理事会規則 No1383/2003 (第9条抜粋) 2004年7月より施行
- 「税関官署は、物品の検査の際、サンプルを採取することができ、また、権利者の明示の要請があれば、加盟国で適用されている国内法上の規定に従い、サンプルを権利者に対し手交ないし送付することができる。ただし、このサンプルの目的は、分析を行い、その後とる手続きの促進を図ることに限定される。」
- ・米国連邦規則133.21抜粋
- 「税関は、商標を有する者に対し、商標権侵害に対する民事上の救済を求める上で、検査、試験その他を行うため、権利侵害の疑いのある物品の見本を提供することができる。…見本を入手するためには、商標及び(又は)トレードネームを有する者は、税関長が指示した種類及び額面の保証金を提供しなければならない。」

(C) 外部専門家を活用した侵害認定



(D) 技術判定機関を活用した侵害認定



(E) 税関内審議機関による侵害認定

税関内に専門家により構成される独立性の高い審議機関を設け、当事者の主張に基づく専門的な侵害判断を簡便・迅速に行う。

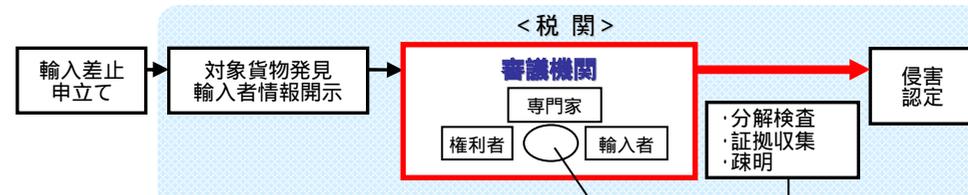
(F) 裁判所の仮処分命令を活用した侵害認定

裁判所の仮処分命令を活用する。裁判所には、水際における迅速な救済の必要性に鑑み、仮処分命令が迅速になされるような訴訟運営面での対応を期待するとともに、税関長は、侵害認定手続期間内に裁判所の仮処分命令があった場合には、当該決定における侵害判断に基づいて侵害を認定する。

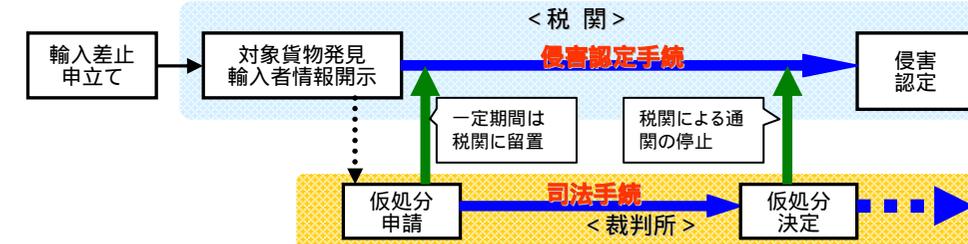
(G) 仮処分申請中の貨物の留置

権利者が裁判所に仮処分を申請している場合には、一定期間は疑義貨物の通関を認めない。

(E) 税関内審議機関による侵害認定

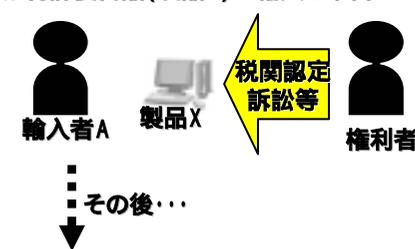


(F) 裁判所の仮処分命令を活用した侵害認定及び(G) 仮処分申請中の貨物の留置



(8) 当該輸入者に関係なく同一製品の輸入の差止め(イメージ)

輸入者Aが特許侵害品(製品X)の輸入を申告



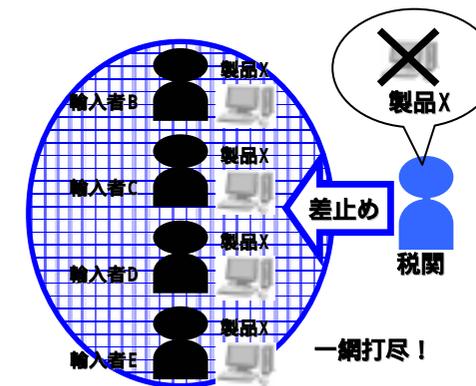
製品Xの輸入を止めるため、税関の侵害認定手続、裁判手続等を経て製品Xは権利者の特許権を侵害する製品であると認定。輸入者Aによる輸入は差止め。

その後...

第三者が製品Xの輸入を申告

【制度改善のイメージ】

輸入貨物が製品Xと同一であると判断されれば、迅速に税関が輸入を差し止める。



(9) 裁判外紛争処理(ADR)機関の活用

特許侵害事案の多様性に鑑み、権利者、輸入者の両当事者が日本知的財産仲裁センター等の裁判外紛争処理(ADR)機関を活用する場合の税関の対応のあり方について検討すべきである。【財務省】

- 2 . 商標権侵害品等の取締りの強化

< 基本認識 >

国内外の偽ブランド品等の模倣品業者にとって、現実に我が国は非常に魅力的な市場となっており、取締当局の努力にも関わらず、様々な流通形態により模倣品・海賊版が国内に大量に流入している。このような状況を打開し、偽ブランド品等の模倣品を水際でシャットアウトするためには、法制度の整備も含め、水際での取締りを抜本的に強化する必要がある。

1 . 模倣品等の流通態様に応じた取締りの強化

(10) 模倣品・海賊版の税関での取締り強化

並行輸入や個人輸入と偽った輸入や、個人による小口貨物を利用した輸入が、国内に偽ブランド品や海賊版が氾濫する原因の一つとなっている現状を踏まえ、それらの取締りを一層強化するよう、税関と権利者との連携の強化、税関の検査設備や情報システムの強化、必要な税関職員の確保、税関職員の能力の向上を進めるべきである。【財務省】

(11) マーク切除による脱法行為の取締り強化

商標権侵害品に付されたマークを一旦税関で切除することにより通関する脱法行為を防止するため、TRIPS協定第46条の規定の趣旨に則り、商標法又は不正競争防止法の改正等制度改善を行い、税関での取締りを強化する。【財務省、経済産業省】

(12) 部分品・部品取外しによる脱法行為に対する取締り強化

意匠権侵害品の部品を税関で取り外すことにより通関する脱法行為を防止するため、意匠法又は不正競争防止法の改正等制度改善を行い、税関での取締りを強化する。【財務省、経済産業省】

(13) 形態模倣品の取締り強化

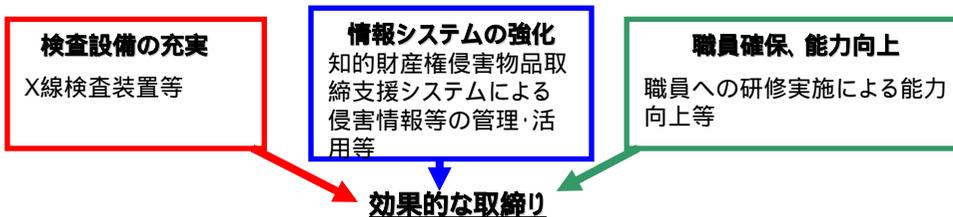
形態模倣品や周知表示の混同を惹起する製品、著名表示を冒用する製品の海外からの輸入の税関での取締りを強化するため、不正競争防止法及び関税定率法の改正等制度改善をすべきである。その際、その運用を円滑に行うため、税関での侵害判断を容易にする制度を整備すべきである。【財務省、経済産業省】

2 . 個人輸入等の取締りの強化

(14) 商標権侵害品の個人所持・輸入の禁止

模倣品は社会悪であることを国民に明確にするとともに、模倣品が氾濫することを防止するため、商標法の改正等制度改善により、個人使用目的による偽ブランド品の所持の禁止及び税関での輸入取締りが可能となるようにすべきである。【財務省、経済産業省】

(10) 税関の検査設備・情報システムの強化、職員の確保等(イメージ)



(11)、(12) 関税定率法基本通達・TRIPS協定第46条

・TRIPS協定第46条抜粋

「不正商品については、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去により流通経路への商品の流入を認めることはできない。」

・大阪地判S57.2.26 CARTIER事件

「標章のみを抹消することも可能であると認められるので、右対象物品そのものの廃棄は行きすぎである。」

・関税定率法基本通達 21-9(自発的処理) 抜粋

「輸入者等は疑義貨物及び侵害物品について、次のいずれかの処理を行うことができる。

(ホ) 侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等の修正(例えば、商標権侵害物品について標章の切除。ただし、切除された標章は輸入を認めない。)」

(13) 不正競争防止法等と水際規制(関税定率法)

・関税定率法 第21条

「次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

5 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品」

不正競争防止法違反物品は含まれず(形態模倣品等は輸入禁制品に該当しない)

(14)-A 個人輸入関連法規

・商標法 第2条(定義等) 抜粋

「1 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用するもの」

・関税定率法基本通達 21-6抜粋

「次の物品は、知的財産権の侵害とならないので留意する。

(1) 業として輸入されるものではないもの」

(14)-B 個人使用目的による偽ブランド品の輸入への規制の実態(日米仏比較)

日本	「業として」輸入されるものでないものは輸入可
米国	1人につき1個までは輸入可 (関税法526条(d)、連邦規則148-55、税関通達2310-001A)
フランス	個数に拘らず全て税関で没収(知財法典716条8)

(14)-C フランス知的財産法典(ロンゲ法)

・税関での取扱い(716条8抜粋)

「税関当局は登録標章の権利者又は独占的使用権の受益者からの書面による請求に基づき、上記権利者又は受益者がそれらの者が登録している、又はその使用について独占的使用権を享受している標章についての権利侵害をなしている標章を表示していると主張されている商品を税関検査の過程で差し押さえることができる。」

・刑事罰(716条10抜粋)

「次に掲げる行為を行った者には、前条に定める刑罰を課す。

(a) 合法的な理由なしに、権利を侵害をしている標章が付されている商品を所持すること、又は当該標章に基づく商品若しくは役務に関して、意図的に販売、…を行ったこと」

国内での取締りの強化

<基本認識>

インターネットオークションサイトにより、大量の偽ブランド品が取引され、映画や音楽ファイルの無許諾アップロードにより深刻な著作権侵害が発生するなど、国内においても取締りを一層強化する必要がある。

また、模倣品・海賊版を海外での製造を防ぐためには、国内においてノウハウ等が流出を防止するための対策を徹底しなければならない。

(15) インターネットを利用した侵害の取締強化

インターネットオークションサイト等を通じた多量の模倣品の売買や無許諾アップロードが行われている現状を抜本的に改善するため、

インターネットオークションサイト等の管理者による出品者の本人確認、権利を侵害している出品物のサイトからの削除、権利法における侵害取締りの強化等、インターネットオークションサイト等における模倣品売買等に関する規制を強化するため、必要に応じ法改正を行うなど制度整備をすべきである。【警察庁、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省】

オークションサイト等を通じた模倣品・海賊版の売買、映画ファイル等の無許諾アップロードの警察による取締りを一層強化するとともに、オークションサイト等を通じて発注される模倣品・海賊版の輸入を税関が積極的に取り締まるべきである。【警察庁、財務省】

消費者が偽ブランド品を誤って購入しないよう、出品者による消費者の混同を招く表示の規制を強化すべきである。【経済産業省】

(16) 商品の形態模倣に対する保護の強化

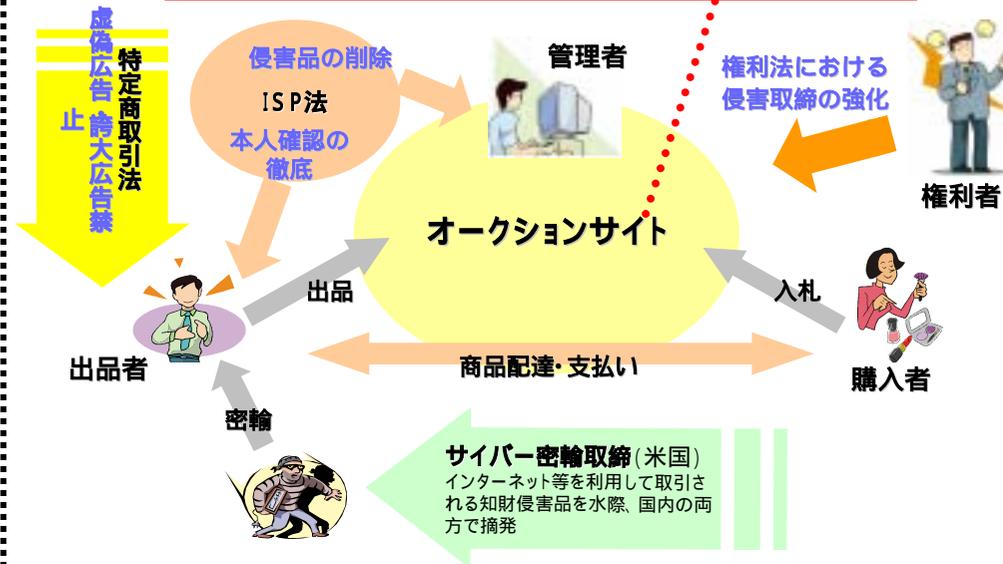
商品の内部構造の模倣を不正競争防止法上の形態模倣品とすることや商品の形態模倣禁止期間（3年間）、さらにはマーク除去や部品取外しなどによる不正行為の規制などについて、不正競争防止法の改正等制度整備をすべきである。【経済産業省】

(17) ノウハウ等の流出防止

ノウハウや設計図面などの海外への流出を防ぐため、「技術流出防止指針」等の企業が実施すべきノウハウ等の海外流出を防止するための具体策について、中小企業をはじめとして広く周知徹底を図るための方策を講ずるべきである。【経済産業省】

(15) インターネットオークションサイトにおける模倣品売買への対策（イメージ）

主要オークションサイトにおいて、ある有名ブランドバックの「偽造品汚染率は…80%を超える」（2003年5月30日時点）
（第5回専門調査会 デュボア参考人配布資料より）



・プロバイダ責任制限法(ISP法) 第4条（発信者情報の開示請求等）抜粋

「特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、…当該権利の侵害に係る発信者情報の開示を請求することができる。

1 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。」

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

・特定商取引法第12条（誇大広告等の禁止）抜粋

「販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の指定商品…について広告するときは、当該商品の性能…その他経済産業省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、…人を誤認させるような表示をしてはならない。」

（注）現在、省令には知的財産権に関する事項は定められていない。

(16)不正競争防止法 第2条抜粋

「この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

3 他人の商品（最初に販売された日から起算して3年を経過したものを除く。）

の形態を模倣した商品を譲渡し、…輸入する行為」

(17) ノウハウ等の流出防止策

「営業秘密管理指針」（2003年1月 経済産業省）

- 技術情報や経営情報等の権利化されない有用な秘密情報の管理

「技術流出防止指針」（2003年3月 経済産業省）

- 知的財産保護の弱い地域等における意図せざる技術流出を防止

・中小企業・ベンチャーの支援と啓発の強化

<基本認識>

模倣品・海賊版対策は企業にとって人材・費用面から多大な負担を強いられるものであり、特に中小企業にとっては極めて困難な問題である。政府においては、中小企業においても模倣品・海賊版問題への取組みが可能となるよう、積極的に支援すべきである。

また、長期的な観点に立って、模倣品・海賊版を根絶するためには、国民一人一人に模倣品・海賊版が社会悪であるという意識を持ってもらうことが最も重要であり、そのための教育・啓発に取り組むべきである。

(18) 中小企業・ベンチャーの対策支援

中小企業やベンチャーについては、人材・費用面等で模倣品・海賊版対策を講ずることに実際上大きな困難が伴うことに鑑み、中小企業・ベンチャーについては、権利取得・権利行使についての相談・助成をはじめとする具体的な支援の強化や啓発のための方策をさらに強力に進めるべきである。【文部科学省、経済産業省】

(19) 国民啓発の強化

模倣品・海賊版を撲滅するためには、模倣品・海賊版が社会悪であることを国民が広く認識するよう消費者である国民への啓発活動を進めるとともに、学校教育等を通じ適切な消費行動等についての教育・学習に取り組むべきである。【警察庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省】

(18) 中小企業・ベンチャーに対する支援(例)

中小企業・ベンチャー総合支援センター(中小企業総合事業団)

各種専門家を常設アドバイザーとして設置し、特許権の取得を絡めた経営戦略等について助言

知的財産の活用に関する支援((社) 発明協会)

産業財産権に関する具体的な事例について個別相談を全国各地で実施

日本商工会議所海外事業(日本商工会議所)

海外での模倣品対策等の問題について現地コンサルタントと連携して無料相談実施

東京都外国特許出願費用助成

中小企業の外国特許出願への支援として出願費用を助成

(19) 国民啓発の強化(例)

模倣品・海賊版撲滅キャンペーン(特許庁、警察庁、財務省、文化庁)

「はなわ」をキャラクターにしたTVコマーシャル放映、ポスター掲示等

模倣品問題について漫画等で分かりやすく説明した資料の作成・配布(特許庁)

「No Fakes」、「ファブリカトゥール」等

空港で海外旅行者に対し啓発活動(財務省)

偽ブランド品の展示、ビデオ上映、パンフレット配布等

「法教育」の推進(法務省)

官民の体制強化

<基本認識>

政府の模倣品・海賊版対策の関連省庁は多岐に渡り、それぞれの省庁が独自に対策を講じている。このため被害を受けている企業にとっては、相談等をどこの省庁にすべきか不明確であるし、また関係省庁間の被害実態に関する情報の共有や政府一体となった取組みが遅れているのが現状である。今後は、政府として効果的な外国市場対策、水際及び国内での取締りを進めるためには、省庁の垣根を越え強力に連携するとともに、企業にとってもより利便性の高い体制を整備することが必須である。

また、模倣品・海賊版対策関連団体においても、国内関連団体間の連携はもとより諸外国の団体との連携も強化し、政府と一体となって効果的な模倣品・海賊版対策を実施することが求められている。

(20) 政府の連携体制の整備

外国市場対策や水際及び国内での取締りに関し、関係府省が一体となって以下のような対策に取り組むよう、政府においては、連携体制を具体的に早急に整備すべきである。【警察庁、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省】

(ア) 相談窓口の整備と連携の強化

権利者や企業等からの相談に対し、迅速に対応するとともに、所謂たらい回しを行わないよう、各府省の相談窓口を明確化し、各窓口が一体的に連携する体制を整備する。

(イ) 関係府省の情報共有

関係府省で模倣品・海賊版に関する情報を共有できるよう情報共有のネットワーク、データベースを構築する。

(ウ) 取締当局による情報の活用

諸外国で製造・流通している模倣品・海賊版に関する情報を警察・税関が活用し、当該模倣品等の国内市場への流入防止、国内からの排除を進める。

(エ) 政府の政策への反映

収集・分析した被害事例等情報に基づき国内外で政策を立案・実施するとともに、その結果等を関係者にフィードバックする。

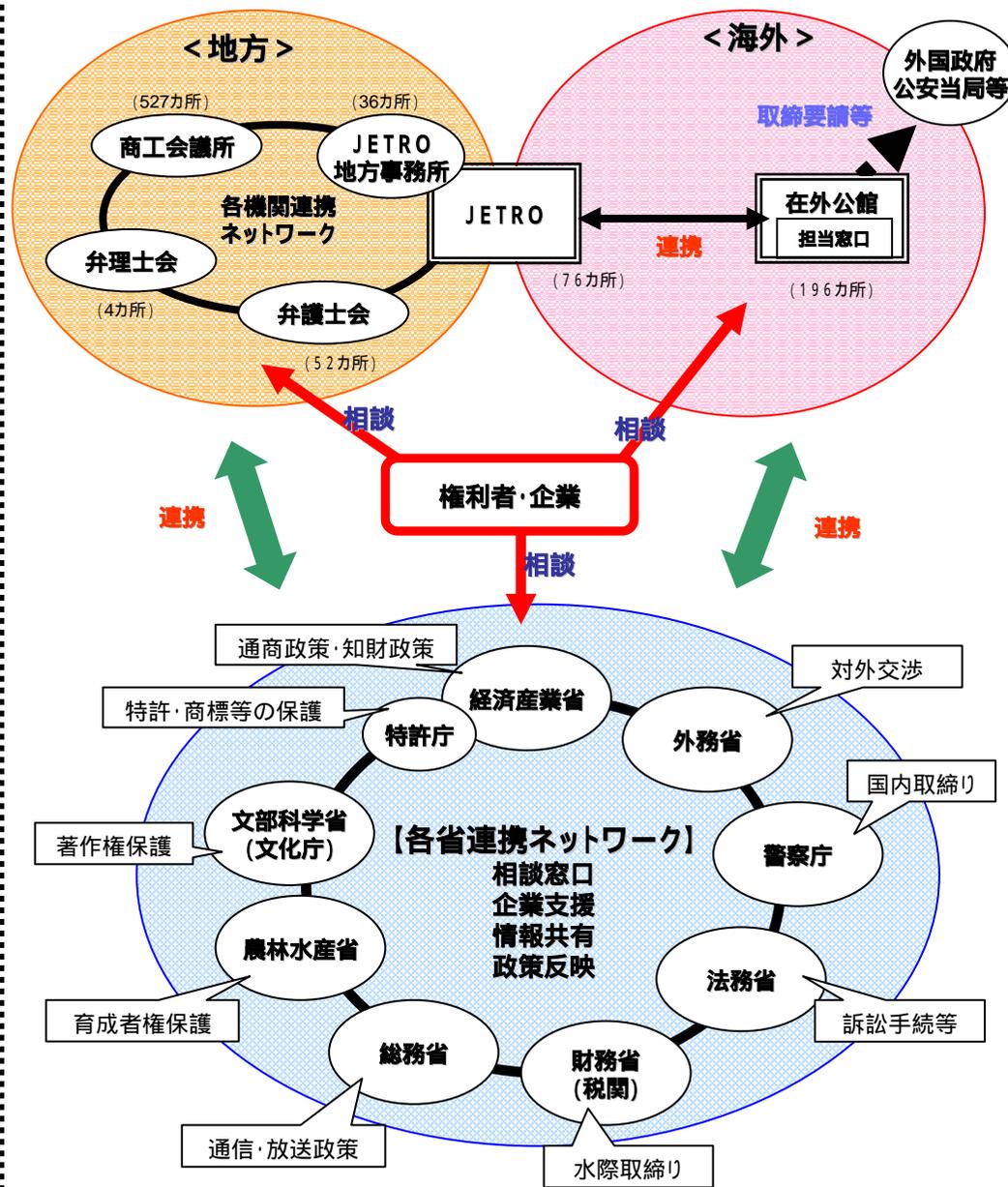
(オ) 各省の政策調整

外国市場対策、水際及び国内での取締り等に関し、法律・制度の改善、取締り・運用の強化等の政策を、密接な連携のもと、総合的に進める。

権利取得や模倣品対策の助言、現地の弁理士・弁護士・調査機関の紹介、個別案件の相談や関係省庁への連絡、侵害国政府当局への要請など、企業の相談に応じるため、JETROを中心に商工会議所や弁理士会等がネットワークを構築し、東京のみならず地方、海外においても企業からの相談を受け付け、対応する体制を整備すべきである。

【経済産業省、関係府省】

(20) 政府の連携体制の整備(イメージ)



(21) 侵害発生国・地域の当局との連携強化

侵害発生国・地域の当局（権利付与官庁、警察当局、税関当局）との連携を具体的に強化するため、日常的な情報交換に加え、相互支援協定の締結又は当局間での定期協議などを進めるべきである。【警察庁、外務省、財務省、文部科学省、経済産業省】

(22) 官民・民民の連携強化

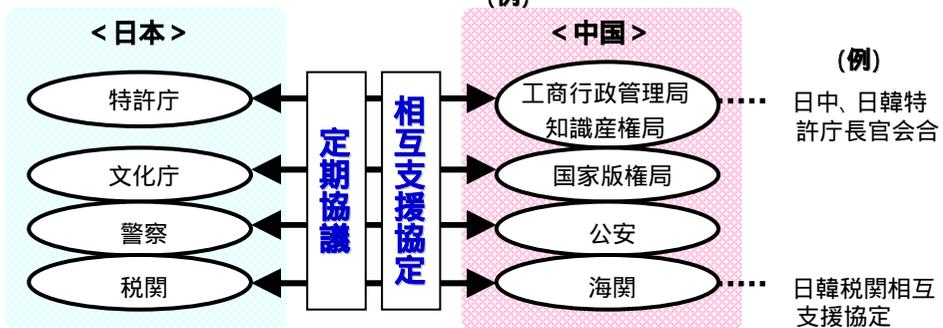
侵害発生国・地域当局との交渉や働きかけを効果的に行うため、官民合同ミッションの実施等を通じ官民の連携を強化すべきである。【文部科学省、経済産業省、関係府省】

QBPCやBSA等の諸外国の模倣品・海賊版対策団体と国内の模倣品・海賊版対策関連団体間の連携を強化するとともに、国内での関連団体間の連携を強化すべきである。【文部科学省、経済産業省、関係府省】

(23) 模倣品・海賊版対策の一括処理

模倣品・海賊版問題の緊急性に鑑み、政府においては上述の対策に係る法制定・改正については一括法で対応するなど模倣品・海賊版対策の早急かつ集中的な処理をすべきである。【関係府省】

(21) 侵害発生国・地域の当局との連携



(22) 模倣品・海賊版対策関連団体間の連携

